

おだわら成年後見制度利用促進指針（素案）に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	おだわら成年後見制度利用促進指針（素案）
政策等の案の公表の日	令和2年12月15日（火）
意見提出期間	令和2年12月15日（火）から令和3年1月13日（水）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ等）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	13件（4人）
インターネット	5件（3人）
ファクス	0件（0人）
郵送	0件（0人）
直接持参	8件（1人）

無効な意見提出	0件（0人）
---------	--------

3 提出意見の内容

市民意見の募集で提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	3件
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	6件
C	今後検討のために参考とするもの	2件
D	その他	2件

〈具体的な内容〉

(1) 指針全体に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む）
1	指針の中に「後見人等」という単語が出てきているが、単語の定義がされておらず、対象がわからない。	A	「後見人等」という単語について定義します。
2	人口の推移について、小田原市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにて定めた小田原市の将来人口の推計は使わないのか。	D	対象とする人と関連の深い高齢者福祉介護計画の人口推計を使用しています。
3	成年後見制度利用を推進するにあたり、具体的な目標値や指標を定める必要がある。指針の性格から、具体的な数値を明記することが困難であれば、他に事業計画や行動計画などを策定して、進捗状況の確認や重点的に取り組む事業が明確になると思う。	D	本指針は、成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進、検討していく上で、柱となる考え方、将来にわたって進むべき方向性を示すものであるため、目標値や指標を定めていません。 具体的な目標値等については、関連する地域福祉計画や高齢者福祉介護計画、障がい者基本計画に位置づけていきます。

(2) 制度の利用促進に向けた取組に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む）
1	制度の利用の必要な方を地域資源とつなげていくためにも、地域のボランティア活動団体「きずなチーム」を活かしてはどうか。	A	制度の利用が必要な方を必要な支援に結びつけるためには、きずなチームをはじめとしたボランティア団体の見守り体制は重要な要素であることから、地域の支援者の一例としてボランティア団体等を追記します。
2	一般市民の関心や理解が深まっていない要因として、福祉関連事業所の制度理解不足が原因していると思われるため、福祉関連事業所向けの職員研修等に尽力した方が、普及啓発をより効果的に行えるのではないかと。	B	介護や障がい福祉分野の事業所など、関係機関の職員からも成年後見制度を十分に理解できていないといった声があります。関係機関の職員向けの講演会や研修会等を開催するなど、対象者別に制度の周知を行っていきます。

3	<p>相談窓口を整備するだけでなく、専門的、個別的な相談にも対処できるよう、相談を受ける者についても専門的知識を有する必要があると思われる。</p>	B	<p>中核機関の相談体制として、対象者の抱えている課題の専門性に対応できるよう、法律や福祉の専門職と連携して多角的に支援ができる体制を構築します。</p>
4	<p>アウトリーチ活動を行うことで、利便性を図ることも大いに進めていくべきである。また、活動では専門家と協働したチーム作りが必要と思う。</p>	B	<p>自発的に窓口で相談することが難しい人に対しては、地域の支援者や関係機関等と連携して、成年後見制度を必要とする人を把握し、円滑な支援に結びつけられるよう、訪問による相談支援について検討します。</p> <p>また、対象者の抱えている課題の専門性に対応できるよう、法律専門職等と連携した相談体制を構築します。</p>
5	<p>障がいの程度が軽度の方々にも成年後見制度を利用するメリットをもっと広め、利用促進をしていくべきと考える。障がいの程度が重度の方のみではなく、軽度の方々の権利擁護も推進してほしい。</p> <p>障がいの程度が軽度の方々は悪徳商法や詐欺に遭うリスクが非常に高いと感じているため、関係機関に警察や消費生活センターを交え、スムーズな対応や予防策の協力を仰いではいかかと思う。</p>	A	<p>障がいの程度が軽度の場合、社会生活上の大きな支障が生じない限り、なかなか成年後見制度の利用に至らないといった現状があります。本人の意思がより尊重されやすい、保佐・補助類型や任意後見制度を含め、本人のニーズに合った早期からの支援が行われるよう普及啓発を行っていきます。</p> <p>また、悪徳商法などの被害に遭うリスクに対応していくため、地域連携ネットワークの関係機関の中に警察や消費生活センターを追記します。</p>
6	<p>地域連携ネットワークの図を見ると、その中核機関を支えるバックボーンが見えない。制度の利用促進に関して、様々な事業を展開していく必要があり、その事業の進捗状況の把握や強化など司令塔的な機関の存在が必要になってくるのではないか。</p>	B	<p>基本理念の実現に向け、成年後見制度の利用促進に向けた取組状況や地域連携ネットワークのあり方等について調査審議する「(仮称)成年後見制度利用促進審議会」を設置し、中核機関と相互に連携を図りながら、利用促進に取り組みます。</p>
7	<p>市民後見人は県内他市の状況をもみても、後見人の担い手として</p>	C	<p>市民後見人の養成は、単に後見人等の担い手の確保として位置づけるだけでは</p>

	<p>大きく期待するものではない。専門職への協力要請に力を注いだ方が得策ではないか。</p> <p>また、市民後見人の支援の観点から、組織化の必要性を感じる。指針の「市民後見人バンク」ではなく、積極的にNPO法人化を勧めるなど、組織・体制を強固にし、相互支援とともに、相互監視も行うとよいのではないか。</p>		<p>なく、養成を通じて成年後見制度についての理解を深め、市民の共助の精神を醸成し、安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指して行うものです。</p> <p>また、市民後見人を養成したことをもって終了とするのではなく、資質の維持・向上のため技術的な助言や相談、研修など、継続的な支援を行います。</p> <p>組織化については、今後の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>市民後見人をどのように活用するかは課題であり、私見では、専門職後見人のお手伝いとなることが理想と思う。</p>	C	<p>今後の市民後見人の養成の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>中核機関にはマッチング機能が求められている。メンバーには民生委員や地域包括支援センター、相談支援専門員等が欠かせない。本人の身上保護の面を重視し、個々の状況に合わせた後見人等を判断することも中核機関の役割の一つであり、そのためには、上記の方々の関わりが必要である。</p>	B	<p>中核機関の機能としてマッチング機能は重要であると考えています。そのため、本指針P23 第5節の主な取組②「適切な後見人等候補者を推薦するための仕組みづくり」として記載しています。具体的なメンバーの構成については、今後検討します。</p>
10	<p>不正に関しては、後見人等の孤立が大きな要因と思われるので、地域連携チームでの活動を通じて制度利用後も利用者を見守る必要がある。また、相互協力、相互監視が必要であり、金融機関の協力や意見聴取も適時行ってもよいのではないか。</p>	B	<p>後見人等が孤立しないよう、中核機関による相談・支援をはじめ地域連携ネットワークや「チーム」での見守り体制を構築します。</p>